

《契約書》

通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

社会福祉法人 清徳会

清徳会 ケアセンター

契約書

□通所介護

□介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

〔令和6年4月1日 改正〕

様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人清徳会の営む清徳会ケアセンター（以下、「事業者」といいます。）は、利用者が事業者から提供される通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業通所介護サービス（以下、「サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うこと等について、次のとおり契約します。（以下、この契約を「本契約」といいます。）

第1条 （契約の目的）

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、本契約に定めるサービスを提供します。
- 2 利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、本契約は、前項の契約期間満了日の翌日からその直後の有効期間満了日まで、自動更新されるものとします。

第3条 （通所介護計画及び介護予防通所介護計画）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて指定居宅介護支援事業者又は利用者本人が作成した「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス・支援計画」に沿って「通所介護計画」又は「介護予防通所介護計画」を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 （サービスの提供場所及び内容等）

- 1 利用者が利用できるサービスの種類は【通所介護重要事項説明書】又は【日常生活支援総合事業第1号通所事業重要事項説明書】（以下、「重要事項説明書」といいます。）のとおりです。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたり「重要事項説明書」に定めた通所介護の内容について、

利用者及びその家族に説明します。

- 3 サービスの提供場所は、特別養護老人ホーム清徳苑の敷地内にある清徳会ケアセンター（以下、「事業所」といいます。）です。所在地及び設備の概要は「重要事項説明書」のとおりです。
- 4 事業者は、第3条に定めた「通所介護計画」及び「介護予防通所介護計画」に沿ってサービスを提供します。
- 5 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、必要事項を記入し、利用者又はその家族の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、サービス提供に関する記録を作成し、本契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の日中の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、実費を負担して、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 （利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計額を通所介護の利用月ごとに支払います。
- 2 事業者は、1ヶ月ごとに利用料金を計算し、請求書に合計額と明細を付して、翌月中旬までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、1ヶ月の利用料金合計額を翌月末、事業者指定の方法により支払います。なお、支払手数料は、利用者の負担とします。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条 （料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護保険関連法令の改正等による料金の変更（増額または変更）が行われる場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料の単価の変更（増額または変更）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、第1項の通知を受領した日から10日以内に文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第8条 （サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日 17 時 30 分まで（前日が土曜日・日曜日の場合は金曜日の 17 時 30 分まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日 17 時 30 分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は、第 6 条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、「重要事項説明書」に記載のとおりとします。

第 9 条 （契約の終了事由）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約が定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - （1）利用者が死亡した場合
 - （2）利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合
 - （3）やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合
 - （4）第 10 条から第 12 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 10 条 （利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する 1 週間前までに事業者にも書で通知するものとします。
- 2 利用者は、第 7 条第 3 項の場合及び、利用者の病変及び急な入院などやむを得ない事情がある場合は、本契約を即時に解約することができます。

第 11 条 （利用者からの契約解除）

- 1 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - （1）事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - （2）事業者もしくはサービス従事者が第 19 条に定める守秘義務違反をした場合
 - （3）事業者もしくはサービス従事者が故意又は、過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 12 条 （事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には、利用者に対して 1 ヶ月間の予告期間において書で通知することにより、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者の利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- (3) 利用者が、正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- (4) 利用者又はその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (5) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

第13条 (緊急時の対応)

- 1 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに主治医である医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条 (連携)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、本契約が締結されたことを、速やかに介護支援専門員に連絡します。
- 3 事業者は、本契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、速やかにその事実、内容を介護支援専門員に連絡します。なお、第12条に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条 (相談・苦情対応)

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情に対応するため、「重要事項説明書」に記載する窓口を設置し、サービス又は事業所の設備等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められ、利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は、損害賠償責任を減じもしくはこれを免れることができるものとします。

第17条 (損害賠償がなされない場合)

- 1 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合
 - (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第18条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第19条 (秘密の保持)

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に係らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなどの正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第20条 (虐待の防止)

- 1 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止指針を定め、委員会・研修等を通じ、従業員の人権意識向上や知識・技術の向上に努めます。
 - (2) 個別に担当者を置き、支援計画の作成など適切な支援に努めます。
 - (3) 支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、また、利用者等の権利擁護に取り組む環境の整備に努めます。

第21条 (身体的拘束その他行動制限)

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合、事業者は事前、又は、事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

第22条 （衛生管理）

- 1 事業者は、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行います。また、感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じます。

第23条 （相互信頼の原則）

- 1 利用者及び事業者は、相互に信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとします。

第24条 （本契約に定めのない事項）

- 1 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議するものとします。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、利用者（又は利用者の家族等）、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】 令和 年 月 日

【事 業 者】

事 業 者 名： 社会福祉法人清徳会
 清徳会ケアセンター
 〈東京都指定 第1371000538号〉
住 所： 東京都目黒区目黒本町4-2-1
代 表 者 名： 理事長 松井 比呂美 印
説明者氏名： _____ 印

【利 用 者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者と
の 関 係 _____

署名代行
の 理 由 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、利用者（又は利用者の家族等）、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】 令和 年 月 日

【事業 者】

事業 者 名： 社会福祉法人清徳会
清徳会ケアセンター
〈東京都指定 第1371000538号〉
住 所： 東京都目黒区目黒本町4-2-1
代 表 者 名： 理事長 松井 比呂美 印
説明者氏名： _____ 印

【利 用 者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者と
の 関 係 _____

署名代行
の 理 由 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印